**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都狛江市東和泉二丁目二三〇八番地、最後の住所東京都狛江市東和泉二丁目七番九号　被相続人　亡　服部　孝之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

東京都八王子市みつい台一丁目一九番五号、事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビルディング三階福澤法律事務所　相続財産管理人弁護士　福澤　武文

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都日野市旭が丘二丁目一〇番地一六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　磯田　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階　相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道白老郡白老町日の出町二丁目二四番地の四、最後の住所神奈川県鎌倉市鎌倉山一丁目一五番二三号　被相続人　亡　南川昭喜治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

横浜市中区南仲通三―二六　カーニープレイス横浜関内七階　相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋平

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県藤沢市藤沢一〇四〇番地、最後の住所神奈川県藤沢市稲荷一丁目九番四〇号ライフケアガーデン湘南　被相続人　亡　野内　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

横浜市中区住吉町二丁目二二番地　松栄関内ビル三階　相続財産管理人　田中　弘人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県柏崎市大字宮川二一八一番地、最後の住所新潟県刈羽郡刈羽村大字上高町甲五八番地三一　被相続人　亡　吉田のり子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

新潟県長岡市長倉町四丁目七七番地―B一〇一　相続財産管理人　金子　直樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍石川県鳳珠郡能登町字鶴町五字一一一番地、最後の住所石川県鳳珠郡能登町字藤波ノ字九番三二　被相続人　亡　笹原　才松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

石川県輪島市河井町一五部一番地ＮＴＴ輪島ビル一階輪島ひまわり基金法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中上　勇輔

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岐阜県多治見市市之倉町十二丁目三五三番地九七、最後の住所岐阜県多治見市市之倉町十二丁目三五三番地の九七　被相続人　亡　須田　保則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

事務所岐阜県多治見市大日町八六番地　加藤・柳生法務総合事務所　相続財産管理人　司法書士　柳生　唱一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍滋賀県東近江市小川町一二九七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　由﨑　勇次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

事務所滋賀県東近江市佐野町四〇三番地六　相続財産管理人　岡田　史枝

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍京都市中京区聚楽廻西町一八三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　瀬川　省二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル五階　京都法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡根　竜介

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪市生野区舎利寺三丁目三一三番地、最後の住所大阪市生野区舎利寺三丁目三番二一号　被相続人　亡　田中　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

大阪市北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル八階　相続財産管理人弁護士　小島　幸保

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府枚方市黄金野一丁目一九〇一番地二、最後の住所大阪府枚方市東山一丁目一九番地一〇三　被相続人　亡　小野　義孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

大阪市中央区北浜三丁目五番二九号日生淀屋橋ビル五階　相続財産管理人弁護士　真田　尚美

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍奈良県奈良市邑地町二六七七番地の一、最後の住所大阪府高槻市塚原三丁目一六番一二―三〇八号　被相続人　亡　北　良浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十二日

大阪市中央区北浜三丁目五番二九号日生淀屋橋ビル五階　相続財産管理人弁護士　真田　尚美

**第25期決算公告**　平成23年3月18日

北海道二海郡八雲町野田生70番地

**ヤマキ船舶化工株式会社**

代表取締役　門脇　奏

**貸借対照表の要旨**

（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 307,979 |
| | 固定資産 | 13,205 |
| | 合計 | 321,184 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 346,136 |
| | 固定負債 | 53,784 |
| | 株主資本 | △78,736 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △88,736 |
| | 利益準備金 | 50 |
| | その他利益剰余金 | △88,786 |
| | 合計 | 321,184 |

(注)　当期純利益　18,487千円